

鳥取県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和6年度12月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で鳥取県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2024年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要(福祉行政報告例)、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画(行事計画、研修計画等)、子どもに対する説明資料(権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表) 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	9
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	11
第Ⅲ部 一時保護所の運営	13
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	15
アンケート結果	
こどもアンケート結果	16

総評

(2024年8月7日(火)～8日(木) 実地調査実施分)

総 評

(優れている点)

- 子どもの権利を保障し、ひとりひとりの子どもを人として尊重するという意識が、一時保護所全体で当然のこととして共有されていました。

職員が子どもと話す姿勢には、指導者としてではなく、子どもの生活全般の支援者としての関わりを目指している様子が随所に見られ、子どもたちが一時保護所で大切にされていると感じて安心して過ごさせていることがうかがわれました。現地評価の際にも、子どもが自由に職員に発言する姿から、職員がその環境を大切にしている様子が感じられました。こうした子どもと職員の関わりこそが一時保護所におけるアドボケイトの実質的な保障の基礎部分であり、他自治体も参考にすべき良いケアシステムであると考えます。

- 一時保護期間の一般的な目安を設けることで保護の長期化を防ぎ、見通しを立てやすくするとともに、子どもに対しても、状況に合わせて必要な説明がなされており、アカウントビリティも適切です。
- 一時保護所全体に、「一時保護所は子どもの個別ケアを行う場所である」という基本が根付いていました。子どもひとりひとりのニーズや特性、状況を理解し、可能な限りそれぞれに適した個別の対応がなされていることが、様々な場面や実践を通して感じられました。

例えば、日課の中でも子どもが主体的に自由に活動できる状況を作っていること、子どもの意向や希望に沿った外出の機会を随時設けていること、持ち物や服装についても自由度が高く不合理な制限がないこと、子どもの好みや希望に柔軟に対応した食事を提供していることなどが挙げられます。

家庭的な環境の導入という点でも、全国的に参考になる一時保護所です。

- 相談部門も含めた組織全体で、フラットで風通しのよい関係性が構築され、よりよい運営のための努力がなされています。第三者評価の受審に際し、職員間で議論して自己評価アンケートを集約するなど、第三者評価を現状把握や運営改善のための機会として積極的に活用している点は、他の自治体の参考になると思われます。

一時保護所が児童相談所に併設されていることのメリットがよく活かされ、一時保護部門と相談部門との連携が日常的に緊密に行われています。援助方針会議に一時保護所の職員が出席する等の方法により、一時保護所の判断が援助方針に反映される仕組みもできていました。

- 一時保護所を利用した通所指導（児童福祉司指導等）が活用されていることや、入所予定の施設の見学に一時保護所の職員が同行することなどによって、一時保護所の職員が家庭や関係機関との連携に直接関わることができています。これは生活支援の観点から、より子どもに適した援助方針を検討するための、重要かつ先進的な取り組みとして評価できます。
- 令和4年度こども家庭庁調べによると、鳥取県全体で平均保護日数は7.1日と全国一少なくなっており、貴所の令和5年度の平均保護日数も、所内保護で5.3日（843日/159人）、委託保護で11.8日（1552日/131人）となっています。これは、一時保護期間の一般的な目安を設けることや、一時保護所を利用した通所指導（児童福祉司指導等）を実施・活用することによって、一時保護の長期化を防ぐことへ意識的に取り組んでいることの成果であると考えられます。

(改善が望まれる点)

- 上記で指摘したさまざまな良いシステム、つまり、子どもの権利保障を実現するための、大前提であり核として重要な「職員の権利保障」が乏しいように感じました。

職員配置基準上は定員に応じた職員数となっていますが、定員数いっばいの児童数に対応するには配置基準度どりの職員数では不十分と考えます。見合った職員数が確保されておらず、職員の力量や負担に頼って

運営されているといえます。

さらに、建物や道具などのハード面が全体に老朽化しており、安全確認など子どもを守るために神経をすり減らすような業務が多く、職員の負担になっているように思われます。

定員数に見合った一時保護所職員の配置、夜間・休日対応に対する適正な手当の支給等の検討は急務といえます。

- 今後、わが国は少子化が進み、特に地方自治体は職員の確保も困難な状況になることが予想されます。一時保護所の業務を十分に理解して実務ができる職員体制を維持するには、今後の施設の建て替え計画において、現行の定員や居室構成を見直し、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に見合った職員数を補填するなどの戦略が必要です。

若者がここで働きたいと思えるような、魅力的で注目される職場になるよう、職員の負担減、充実した育成システムの構築、人事ローテーションの工夫等、今後も長期的な視点で改善し続ける必要があります。上記に指摘したさまざまな実践を拝見する限り、貴所には改善に向けて取り組む十分な素地があると思います。
- 児童養護施設等地域の資源との連携による委託保護を活用することにより一時保護は過不足なく実施できているようですが、未就学児を所内保護の対象としない等の運用については、再考の必要があると思われます。

現在の建物の状況では、未就学児に適切な保育環境を確保しにくいという問題があるため、直ちに変更することは難しいとしても、今後の建て替え計画においては、未就学児や身体に障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案等
職員	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもに対する眼差しや行動などから、職員が、子どもの権利を理解し、子どもが安全で健やかに過ごせるように業務にあたっていることが、十分見てとれました。職員の皆さんに専門性があり、意識を高く持たれ、さらにより良くしようという意欲もお持ちです。わが国の一時保護政策の向上のためにも、もっと自信をもって、改善のために必要な現場の意見を発信していただきたいと思えます。・ 職員配置基準は満たしているものの、定員いっぱいの児童数に対応するのに見合った一時保護所の正規職員数は確保されていないため、相談部門の職員が宿直のローテーションに入るなど、勤務体制は厳しい状況にあるように見えます。一時保護所の現場の目線で、適切な勤務を継続するために必要な職員数や体制を検討し、改善に向けてあきらめずに声をあげていくことも大切です。・ 一時保護所が児童相談所に併設されているため、一時保護所と相談部門の職員間の連携がしやすいだけでなく、相談部門の児童福祉司や児童心理司が一時保護中の担当児童と直接顔を合わせる機会をもちやすい環境にあります。現状、人により対応が異なるようですが、相談部門の児童福祉司及び児童心理司が、パソコンの画面で記録を確認するにとどまらず、わずかな時間であっても可能な限り毎日、一時保護中の担当児童と顔を合わせる仕組みを作ることができると、より適切で充実したソーシャルワークにつながると思われます。なお、担当児童福祉司・児童心理司に限らず、所長や相談部門の管理職が随時一時保護所を訪れ、職員や子どもの状況・ニーズを把握することも、併設のメリットをよりいっそう活かすために有効であると思われます。

<p>児童相談所 (一時保護所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所と相談部門との連携は、児童相談所に一時保護所が併設されていることの非常に大きなメリットであり、一時保護所の建て替えや人材確保等の長期的な計画において、この点をより活かした仕組み作りがなされることを期待します。 ・ 一時保護の長期化を防ぐ取組みがなされ、実際に平均保護日数が全国的に見ても非常に少ないという点は、必要のない長期保護をなくし、子どもの権利制約を最小限に抑えていると評価できますが、保護期間の短縮を過度に評価することのリスクには注意を要します。的確なアセスメントのために必要かつ十分な調査ができているか、という観点から、適切な期間の一時保護がなされているかどうか、振り返ってみることも必要であると思われます。 ・ 配置基準は満たすものの、定員いっぱいの児童数に対応するには一時保護所の正職員は見合った人数となっていないため、職員にさまざまな負担が生じており、職員個人の専門性と意識の高さに頼ることで、現在の質の高い一時保護所運営が維持されているという印象を受けました。保護課と相談課、児童福祉と女性福祉の「連携」がなされていることはすばらしいことですが、それは必要な人員を確保したうえで行うからこそ評価されることであって、「連携」によって人員不足をカバーすることを常態化することは適切ではありません。「連携」が支援の質の向上のためになされているのか、人員不足をカバーするためのものになってしまっているのか、検討の必要があるのではないのでしょうか。 ・ 設備の古さはすぐに解決できるものではありませんが、全国的にも古い部類に入るため、可能な範囲で安全性の観点からの見直し・対応が必要です。改善のために、現場の視点から危険な部分を把握し、必要な対応について取りまとめをすることが有効であると思われます。
<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冒頭で指摘したとおり、子どもの権利養護という観点から優れている点がたくさん見られる、全国の参考になる一時保護所であると感じました。しかし、そうした状況は、職員の質の高さと努力によって保たれているというのが実情で、環境や体制の面では不十分な点が少なくなく、職員に過剰な負担がかかっており、抜本的な改善が必要です。とくに、相談課職員の宿直・日直対応は、保護課と相談課の連携強化に資するメリットは少なく、相談課の職員の本来業務への支障というデメリットのほうが大きいように思われます。夜間・休日も含めて、一時保護所の正職員でまわせるような人員体制をととのえる必要があります。また緊急対応について、職員が交替で緊急携帯電話を所持する現状も、これに変わる体制（電話相談専用職員の配置等）の導入を検討すべきであり、現状の体制においては少なくとも特勤手当を保障するなど職員の負担に応じた対応が望まれます。 ・ 鳥取県の福祉専門職は、「女性福祉」「障害福祉」「児童福祉」などの福祉分野を数年から5、6年かけて経験を積むことにより、総合的な見識を習得し、発揮することができるようキャリアパスが組まれていると見受けられました。その一方で、地方の自治体でよくみられる人事の硬直性も見られました。例えば、保育士で採用された場合であっても固定的な配置のみならず、他の活躍できる職場（一時保護所等）への配転を含めた人事異動が可能になるような、人事異動のあり方の見直しは必須と思われます。つま

	<p>り、人員配置の適正化は早急の問題です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴所の建物が既に建築から 30 年以上経っていることから、建て替えを視野に入れて、今後の一時保護所のあり方を検討する時期にあると思われます。検討に際しては、一元化・センター化による業務の効率化・合理化のみを重視することなく、現状のすばらしい取り組みが維持され、さらに子どもにとって望ましい一時保護所となるよう、小規模であることや児童相談所に併設されていることのメリットを活かすことを念頭に置いていただきたいと思います。 ・ 委託保護を有効に活用できている点は評価できますが、冗長性の確保という観点からも、未就学児も含めて必要な児童については、委託のみに頼らず、一時保護所で保護できる体制を整備するべきです。
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護ガイドラインなど、一時保護システムの変更が最近行われています。しかし、その変更の根拠になったエビデンスに、地方自治体の実態はあまり含まれていません。地方自治体は多様であり、国が一律に制限するよりも、より自由に実情を活かして各自治体が運営できるような制度改善を希望します。 ・ 児童人口の多い都市部の一時保護所をベースにした配置基準や予算規模では、児童人口の少ない地方の一時保護所は対応が難しいように思われます。基準を満たそうとすることで、かえって質の低下に繋がり、当所のように適切な実践をされている一時保護所のよさが失われてしまう懸念があることに配慮が必要と考えます。 ・ 児童福祉の中の、児童の保護という公共政策において、当所が実践しているケアワークおよび子どもの権利の保障は、大きな見本となるレベルでした。児童領域の公共政策を具現化する最後の砦として、国は地方自治体と信頼関係を再構築し、真のデータを入手して、科学的でエビデンスのある政策実行をするべきです。

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

（優れている点）

- 子どもの権利に十分に配慮し、ひとりひとりの子どもを人として尊重するという意識が、一時保護所全体で当然のこととして共有されている点は非常にすばらしく、高く評価できます。アンケートやヒアリングから、子どもたちにも大人の姿勢がきちんと伝わり、子どもたちが一時保護所で大切にされていると感じて安心して過ごせていることがうかがわれました。
- 方針や見通しについても、子どもの状況に合わせて、きちんと説明がなされていました。
- 子どもひとりひとりのニーズや特性、状況を理解し、職員間で共有したうえで、登校支援や学習、余暇活動を含む生活全般について、可能な限りそれぞれに適した個別の対応をしている点も、高く評価できます。入所児童が少ないことがそれを可能にしているという側面はありますが、入所児童が少ないからといって当然にできることではなく、十分とはいえない職員体制の中で、子どもの権利を大切にするという意識を高くもち、工夫と努力を重ねてこられた成果であるといえます。
- 私服の着用や学用品やぬいぐるみなどの私物の持込みに不合理な制限がないことは、子どもたちに拘束感や閉塞感を抱かせることなく、のびのびと自由に過ごすことを保障している点で、評価できます。
- 意見箱の設置や子ども会議の実施、意見表明支援員（アドボケート）の導入等、子どもの意見表明を保障する多様な仕組みを取り入れている点も、評価できます。

（改善が必要な点）

- 入所時に子どもに説明するための「権利ノート」や「生活のしおり」について、子どもが権利の主体であり、人として大切にされる存在であることが明記されるなど、子どもの権利を意識して作成されてはいましたが、上記のすばらしい実践に照らして考えると、子どもたちにより適切な権利教育を提供できる機会となるよう改善の余地があると思われます。どのように子どもの権利と結びついているのかという観点から、ルールやしきみをとらえなおし、それを子どもたちにわかりやすく説明するようなものが、今の職員の皆さんであればきっと作ることができるはずです。
- 意見表明支援員（アドボケート）については、より実質的に活用できるようにするために、その位置づけや活動内容をまず一時保護所として十分に検討・認識する必要があり、そのうえで子どもへの説明についても工夫する余地があると思われます。

（今後の取組みに関する提案等）

- 優れている点として指摘した上記各事項は、経験豊富で意識の高い正規職員が努力と工夫を重ねていることに加え、定員に比して入所児童が少ないという実情があるために実現できている面も多分にあると思われます。職員が交替しても、定員いっぱいの児童が入所しても、現在と同様の質の高い支援を提供できるかという視点から、制度の改善や仕組み化を検討されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	A
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	S
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	S
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	A
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	S
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

（優れている点）

- 委託保護等を活用し、定員超過しないようなシステムとリソースが確保されています。そのため一時保護所にゆとりがあり、落ち着いた環境が保たれ、子どもの視点が大切にされていました。過度なルールや慣習等がないため、一時保護所ではゆっくりとした時間が流れているように見えました。子どもの意向や希望を尊重し、外出などができる状態は、全国的にも参考になる取り組みです。
- 職員間のディスカッションや情報共有が密に行われ、コミュニケーションの量が多いという印象を受けました。そのため、古い設備環境であるにもかかわらず、職員の安全確認等により子どもが安全に過ごせるような環境を構築されていました。
- 立地を含め、保健福祉関係の施設が近隣に多く、連携のしやすさについても評価できます。

（改善が必要な点）

- 上記の優れている点を維持するために、職員に大きな負担がかかっています。現在の職員は適切な実践を行いながら、少ない人数で夜勤や夜間・休日の緊急対応などの業務を回している現状があります。夜勤と宿直の扱い、“公用携帯を所持していつでも対応できる状態”の業務としての扱いやその手当の保障など、職員の健康と安全を守るシステムが弱いように思われます。特に、相談課の職員までが勤務ローテーションに入ることについては、再考が必要です。
- 建物全体が老朽化しており、全国的にも設備が古い部類に入ります。空調などの快適な環境を維持する設備が不十分であるだけでなく、子どもの事故やけがを防止するような安全整備（例えば、天井に近い位置に子どもがぶら下がることができる梁があるなど）に、近年の新設一時保護所の安全基準と比較して、不安な部分が多々ありました。一時保護所の建て替えを検討する時期でもあり、よりよい設備についての検討を望みます。

（今後の取組みに関する提案等）

- 児童記録等のシステムも古いため情報の一元化が難しく、事務作業等も含め、職員に負担がかかっているように見えました。同様の定員規模の一時保護所のシステム（特に人員配置や手当、効率的な事務作業）について、情報収集したうえで、改善に向けて取り組まれることを期待します。
- 一時保護所の建て替えにあたっては、検討委員会等を設置し、現場の意見がきちんと反映される仕組みを作る必要があります。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	A
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	A
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>（優れている点）</p> <ul style="list-style-type: none">○居室、共用部分等、ハード面での老朽化が見られ、必ずしも安全な環境とは言えない部分が散見されましたが、職員各々の見守り意識の高さでカバーしていると思われます。○入浴、食事及び就床時間等の日課が、職員の都合ではなく、子どもの日常生活に沿った設定となっている点は高く評価できます。○かき氷を作ったり、釣りに出かけたりするなど、レクリエーションも、子どもの希望に沿って、工夫して実施されています。○運営面では業務マニュアル、倫理規定、感染症等対策、無断外出対応、災害時、異物混入など各マニュアルが整備されています。見直しも随時なされており、職員間における共有も意識されていました。○第三者評価の受審に際し、所員全員の意見を踏まえて自己評価について協議するなど、一時保護所の質の向上に積極的に取り組んでいる点も高く評価できます。 <p>（改善が必要な点）</p> <ul style="list-style-type: none">○緊急保護は適切に行われていますが、緊急対応時、宿直職員ではない別の緊急担当職員（待機時間は手当なし）が対応する体制になっており、特に夜間・休日の一次相談・通告の緊急携帯を交替で所持する職員の負担感が懸念されます。これに代わる体制（固定電話による対応を行う専用職員の配置または外部委託）の導入を検討すべきであり、現状の体制においては少なくとも特勤手当などを保障するなど職員の負担に応じた対応が望まれます。○通学支援については可能な限り対応されているとこのことで評価できますが、学習支援が委託業者の都合で計画通りにアウトソーシングできていないようでした。現状のオーバーワークを考えた場合、職員が応援で入るのではなく、教材のバリエーションや ICT 化の充実もセットで、責任を持って受託してもらえる業者に委託をして、しっかり報告を受ける体制を構築することが望まれます。○管内の資源との連携による委託保護を活用することにより一時保護は過不足なく実施できているようですが、未就学児を所内保護の対象としない等の運用については、再考の必要があると思われます。未就学児は委託保護とし、一時保護所では原則として保護しないという運用がなされていることから、「未就学児に対しては適切な保育を行っているか」という評価項目（No.42）については評価不能と判断しました。現状、未就学児を一時保護所で保護することについて、ケアスタッフのスキル上は問題ありませんが、窓の高さや指詰めの可能性のあるドアなど危険が多く、建物構造においては適切な保育環境が確保されていません。○重大事件についてはマニュアルが作成され、受け入れ時には既入所児の調整を含め県全体で対応する旨の想定がされていますが、今後、施設の建て替え計画において、緊急時に備えた専用の居室等を設置することを検討しておくことが望まれます。○建物がバリアフリーになっておらず、身体に障がいがある子どもの保護が困難と見受けられました。施設の建て替え計画の際にはユニバーサルな建築の検討が望まれます。 <p>（今後の取組みに関する提案等）</p> <ul style="list-style-type: none">○職員配置基準は満たしているものの、1 2 名定員に見合った職員数は確保されておらず、職員の力量や

負担に頼って運営されているという印象を強く受けました。安心して所内保護ができるような体制づくりに向け、今後の施設の建て替え計画において、例えば高機能な小規模ケアの一時保護所を目指すなど目標を掲げ、現行の定員や居室構成を見直し、設備運営基準に見合った職員数を補填するなど戦略が必要と思われます。

○幼児から高年齢学齢児まで、必要に応じていつでも所内保護が可能な一時保護施設の併設が児相のアセスメント機能の強化につながると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	S
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	-
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	S
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>(優れている点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時保護所が児童相談所に併設されていることのメリットがよく活かされ、相談課との連携が日常的に緊密に行われている点は高く評価できます。保護課と相談課の執務スペースが同室であることも、連携をしやすくしていると考えられます。 ○援助方針会議に一時保護所の職員が出席する等の方法により、一時保護所の判断が援助方針に反映される仕組みができています。 ○一時保護所を利用した通所指導（児童福祉司指導等）が活用されていること等に伴い、一時保護所と家庭や関係機関との直接の連携が行われている点は、先進的な取組みとして高く評価できます。入所予定の施設の見学等に一時保護所の職員が同行することもあるとのことですが、これは、子どもの生活場面を直接見ている一時保護所の職員から新しい生活場所となる施設に直接情報が伝達され、生活支援の観点からより子どもに適した援助方針を検討することができるといった点で、子どもの安心安全につながる重要な取組みであるといえます。 <p>(今後の取組みに関する提案等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員体制等の事情により、実施が難しい面もあると思われませんが、行動観察及び行動診断については、一時保護所の職員全員が集まって行う観察会議を定期的実施することで、個々の職員の力量に頼りすぎない一時保護所としての、より専門的で適切な検討・判断が行われることが望まれます。 	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	S

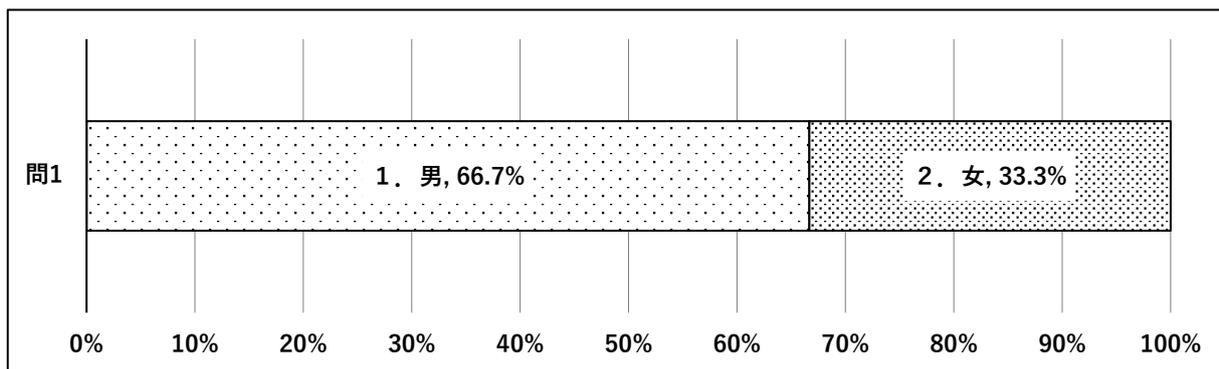
こどもアンケート結果

(2024年6月実施)

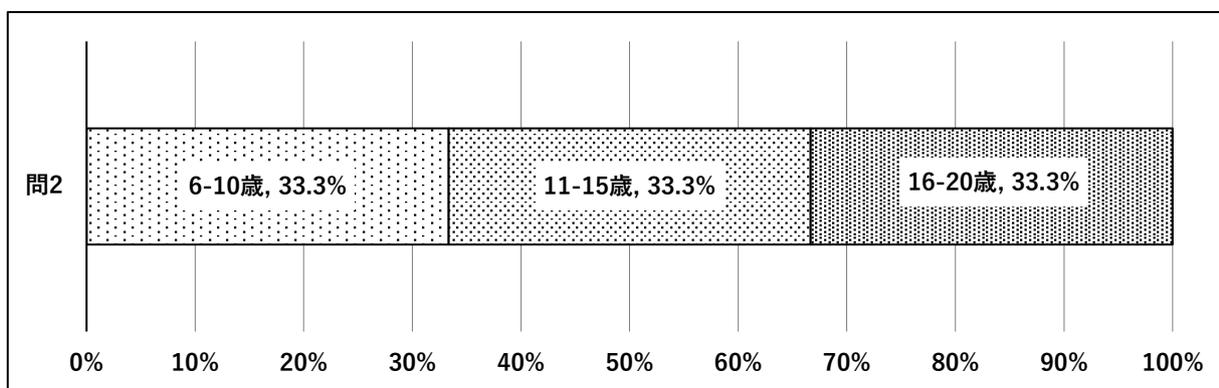
対象：上記期間内に一時保護所へ入所中の子ども

回答者数：3人

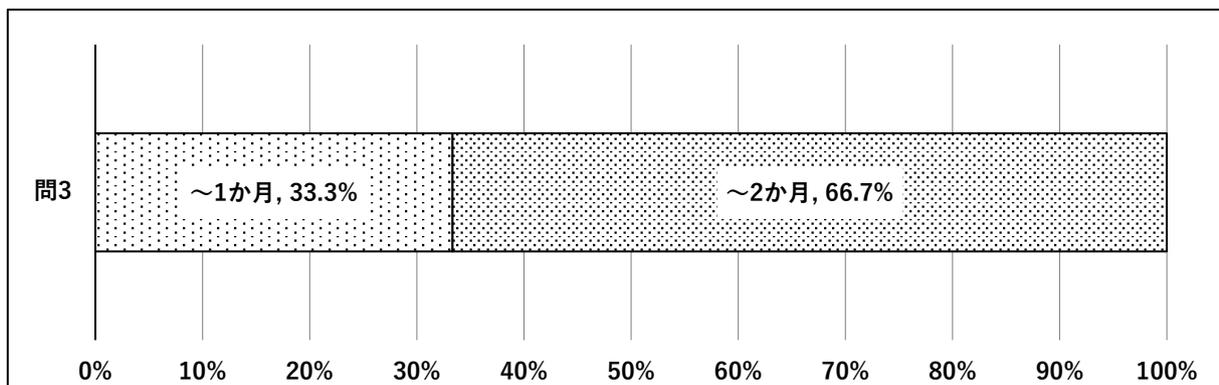
問1 性別は。



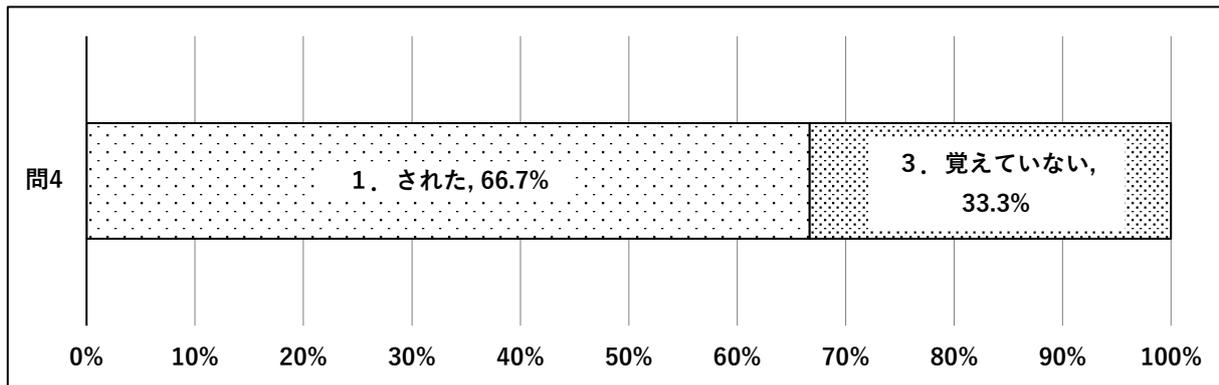
問2 年齢は。



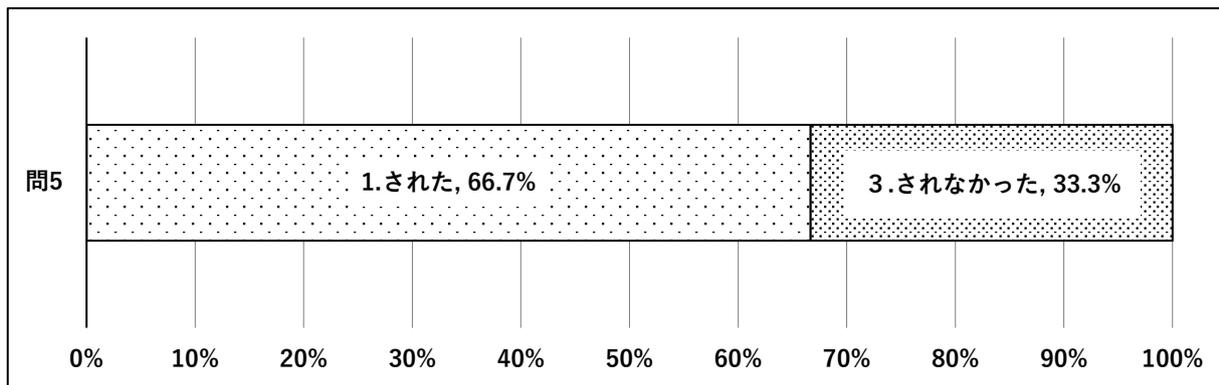
問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。



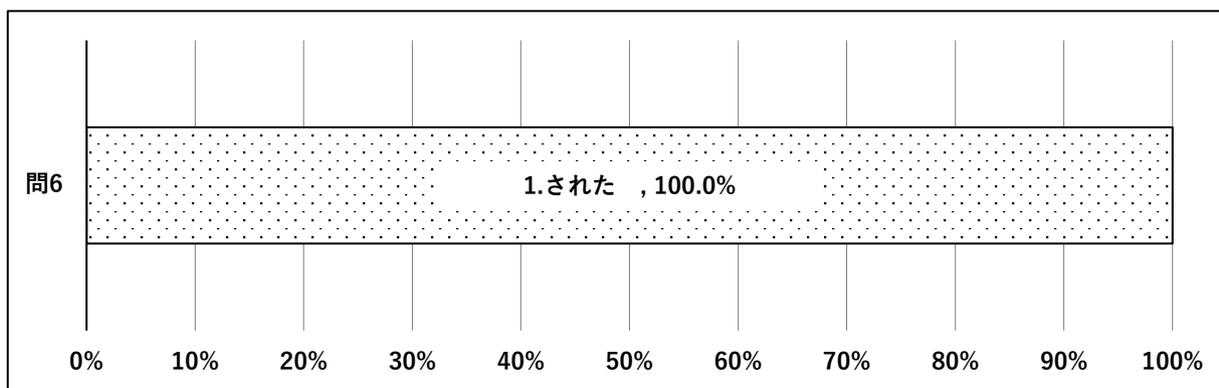
問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。



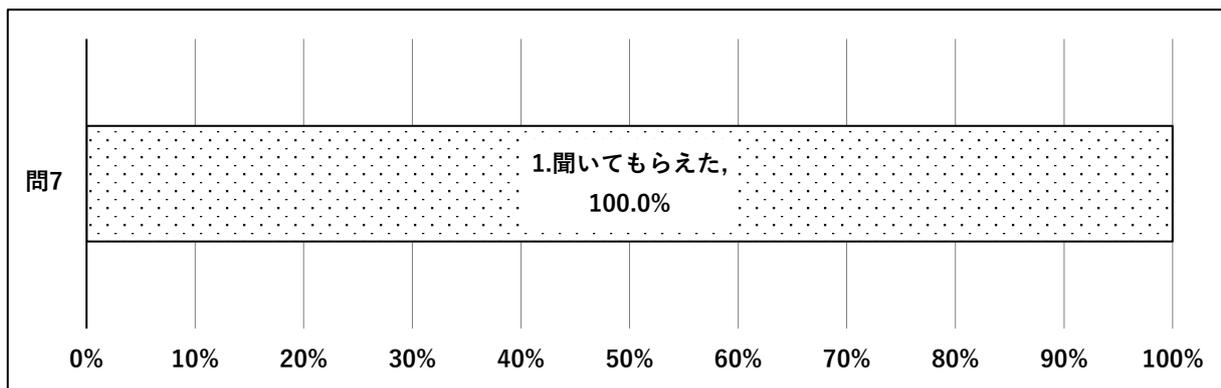
問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



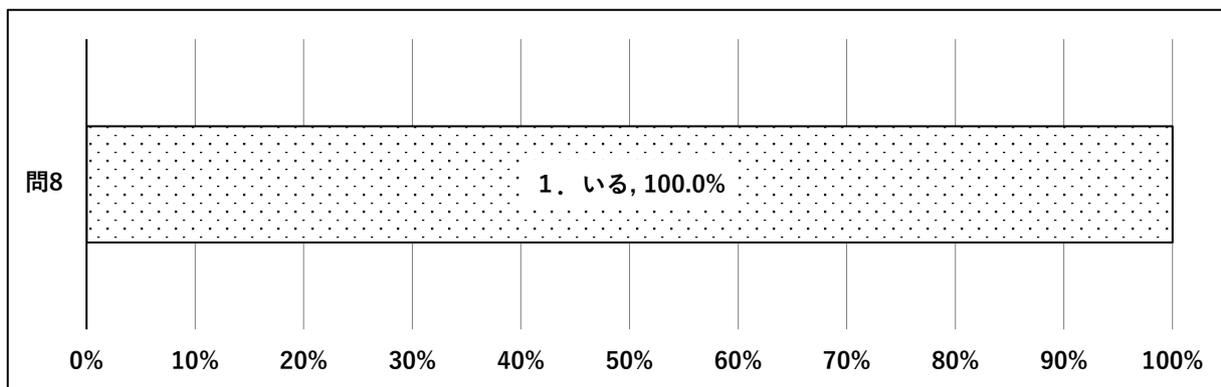
問6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今のような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



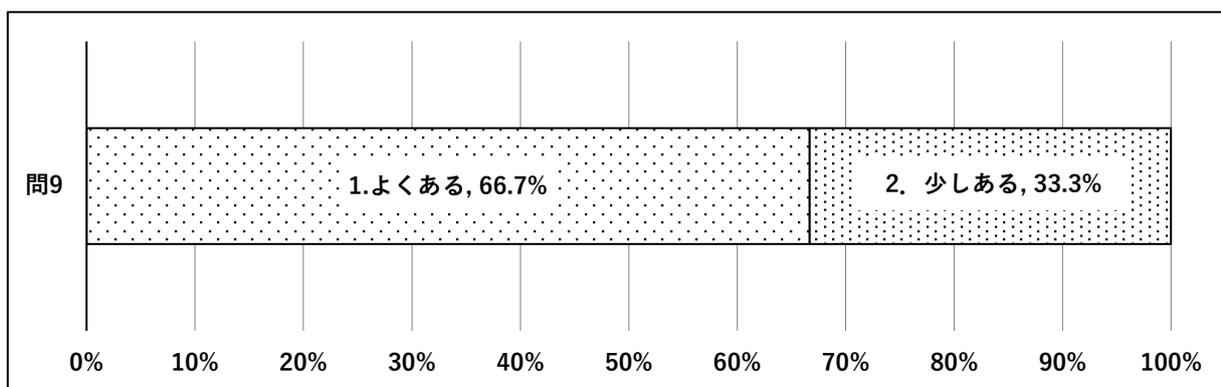
問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



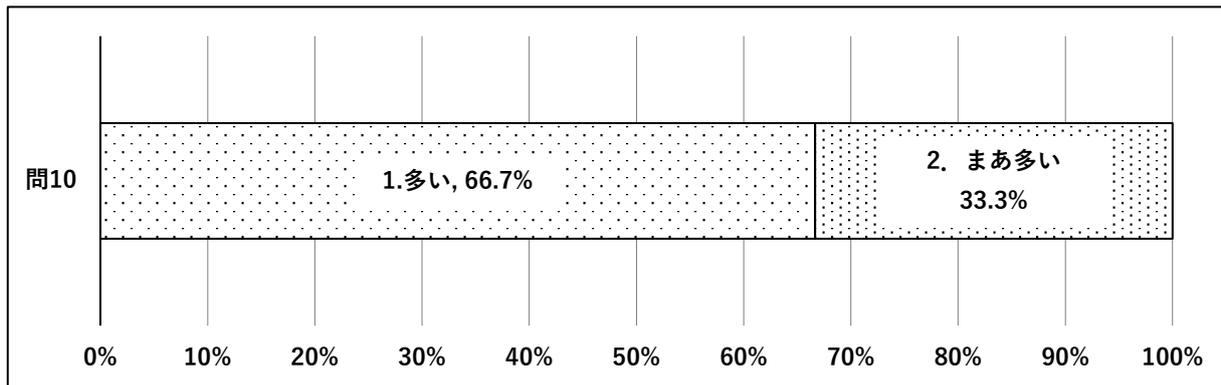
問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。



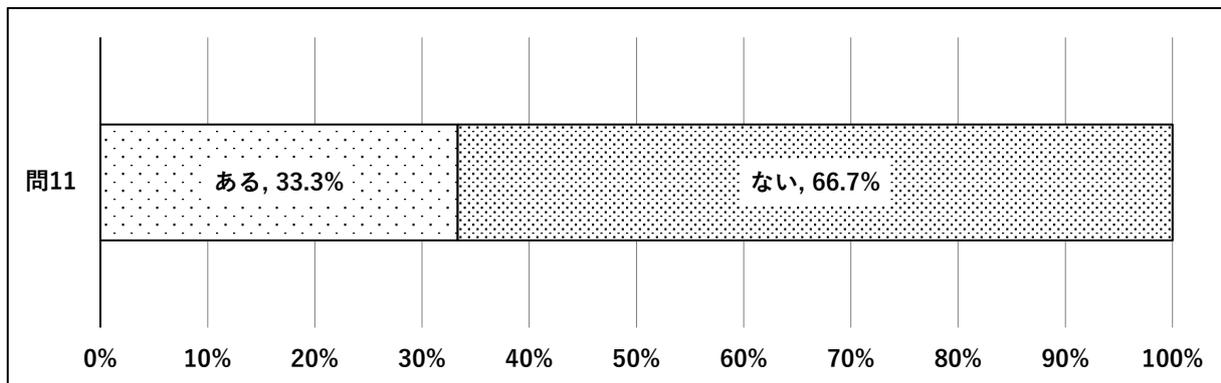
問9 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問10 自由に過ごせる時間は多いですか。



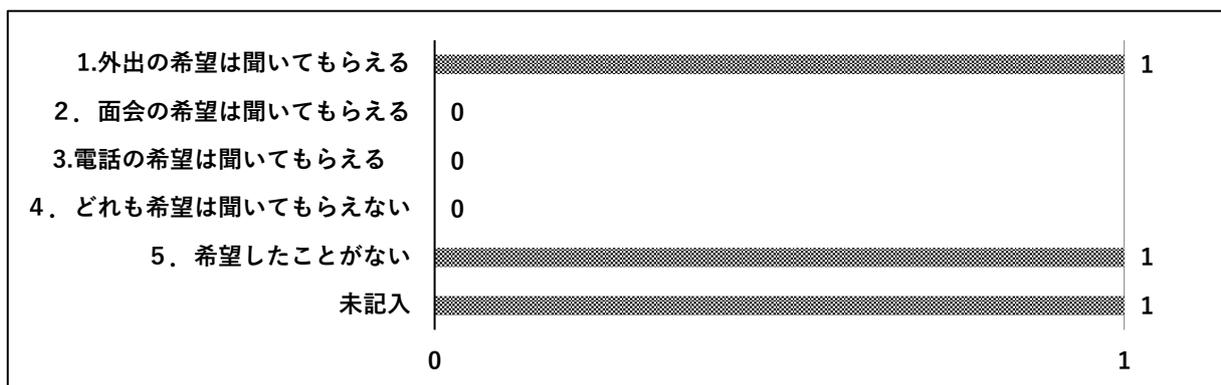
問11 自由時間で楽しいことはありますか。



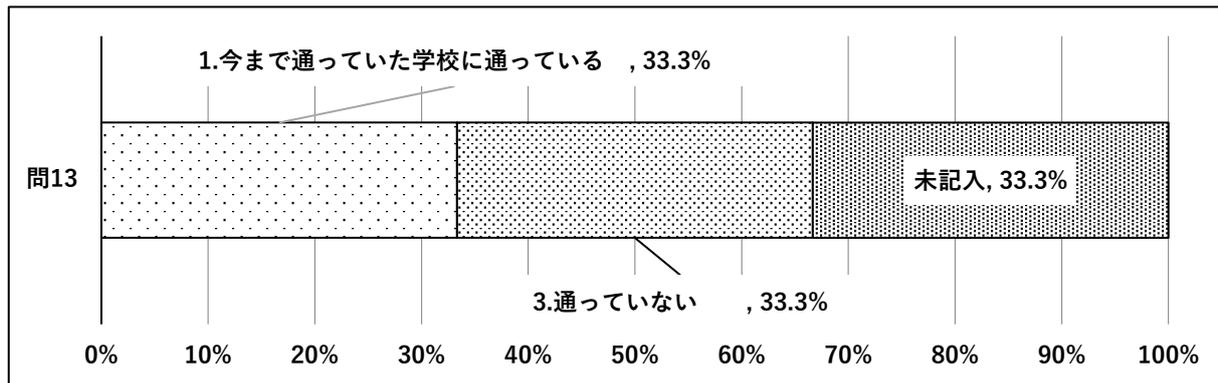
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

・個室での読書

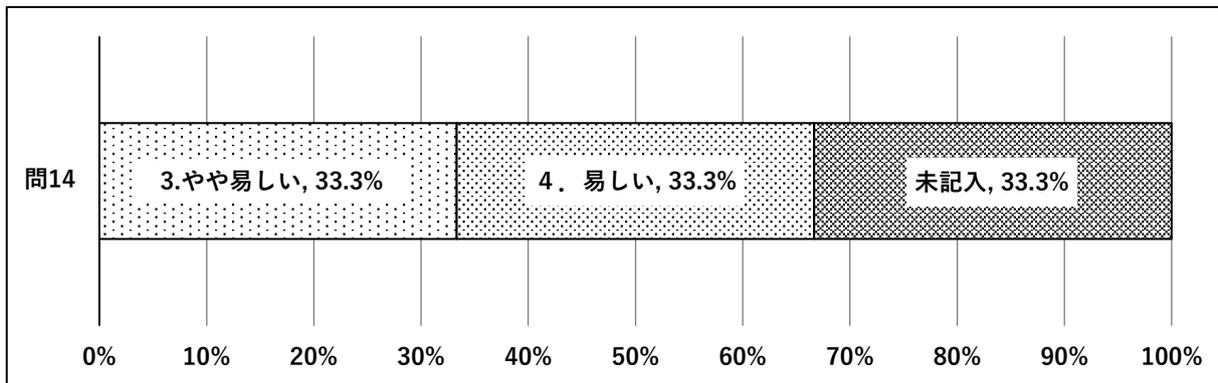
問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



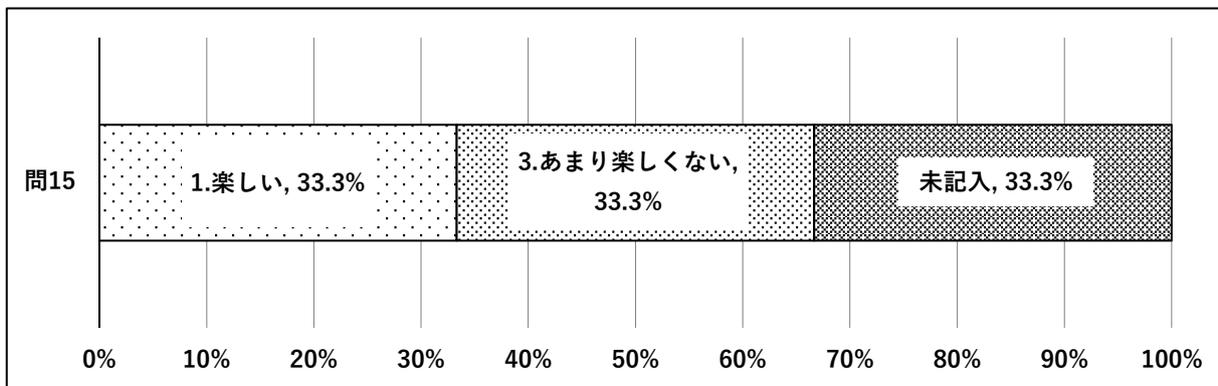
問13 ここから学校に通えていますか。



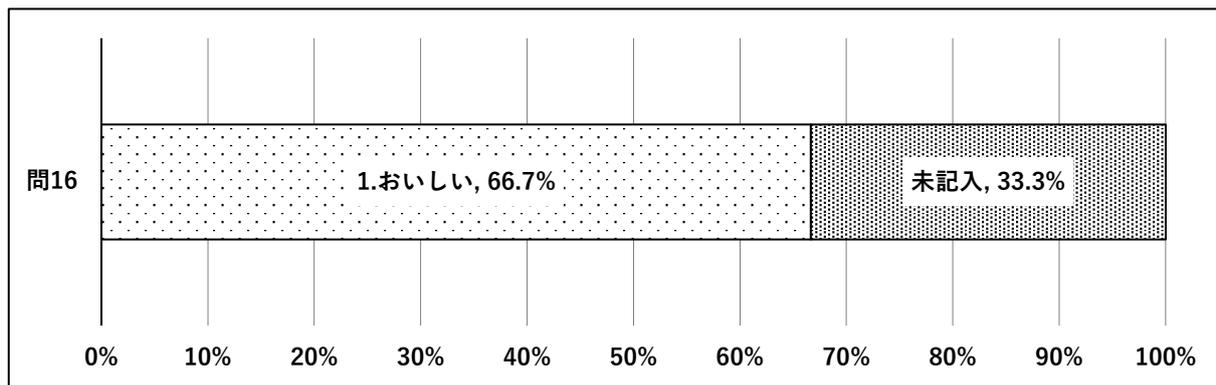
問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



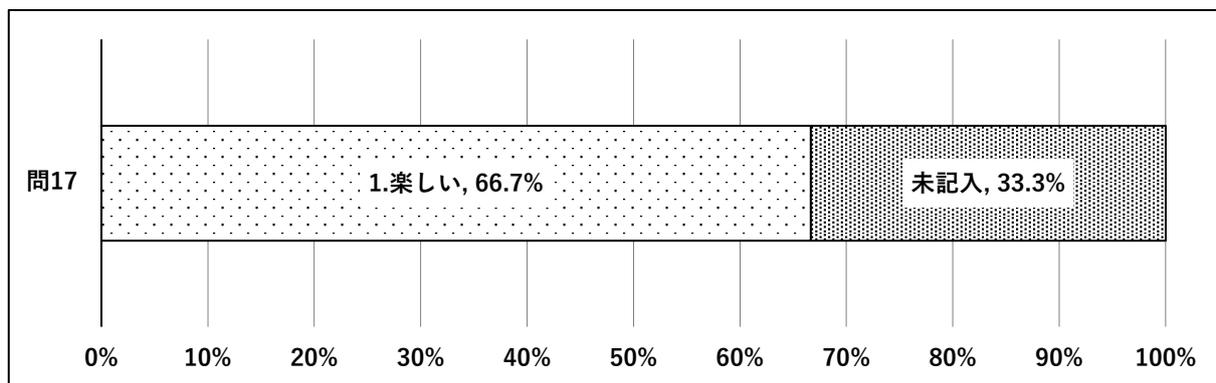
問15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



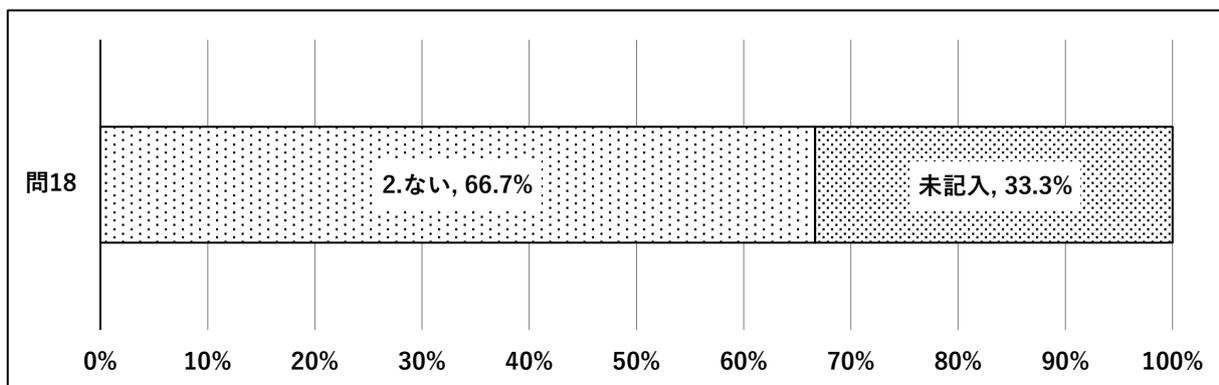
問16 食事はおいしいですか。



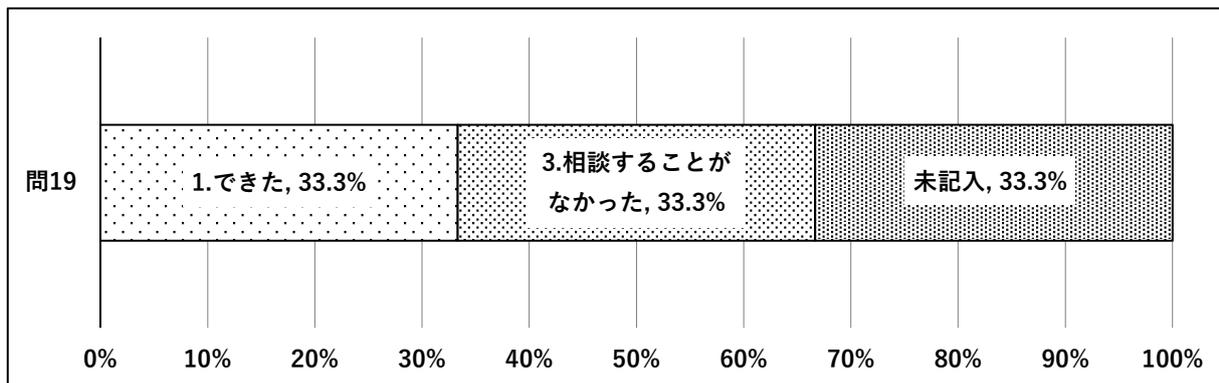
問17 食事の時間は楽しいですか。



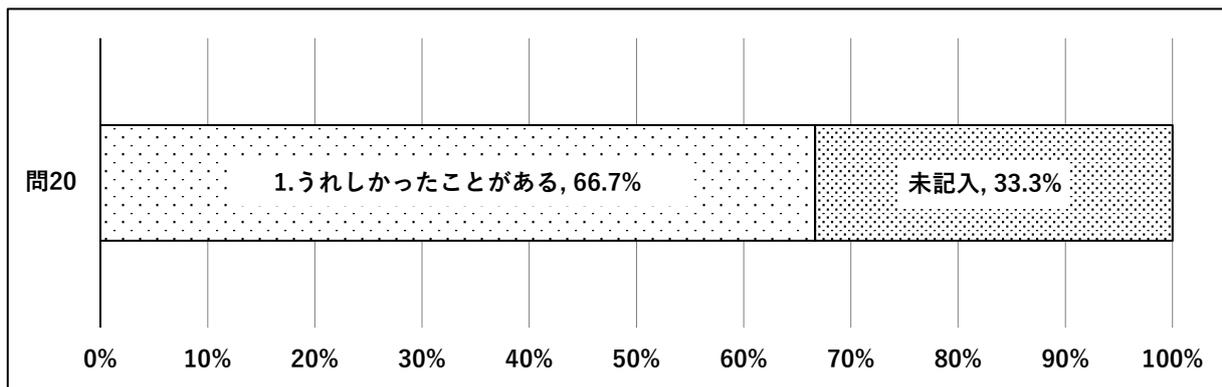
問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



問19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



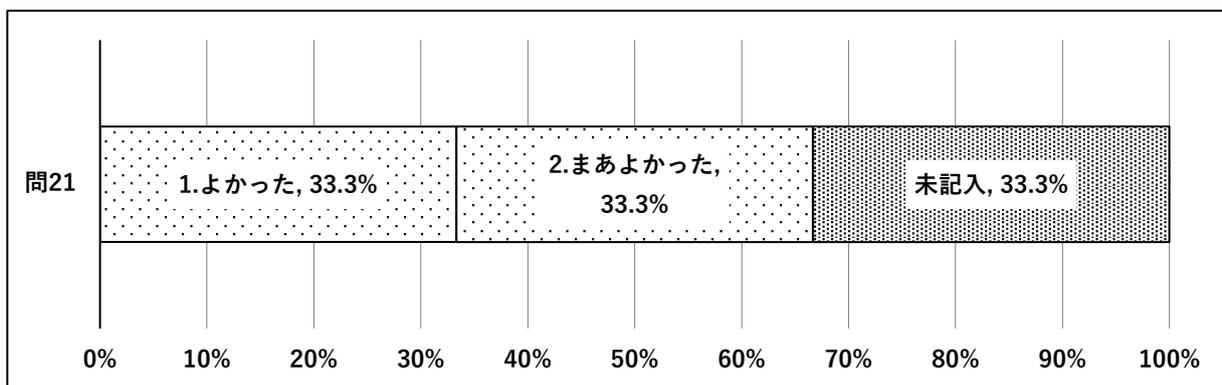
問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

- ・ブレポーにのれた
- ・進路の話をしたときに否定せずに聞いてくれた。

問21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問22 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあとすることがあれば書いてください。

- ・個室での時間潰しが少し欲しい。